

## 単位認定規程

制定 昭和 33 年 2 月 1 日

(中略)

改正 2013(平成 25)年 3 月 21 日

2014(平成 26)年 3 月 13 日

2014(平成 26)年 11 月 13 日

2015(平成 27)年 3 月 12 日

### (目的)

第 1 条 本規程は、松山大学学則第 10 条に基づき、単位の認定について定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 本規程において、最終試験とは、別表に定める方式に従って前学期又は後学期の最終週に実施する試験をいう。ただし、薬学部専門教育科目の最終試験とは、別表に定める方式に従って前学期又は後学期の 15 週目以降に実施する試験をいう。

2 本規程において、最終レポート・最終論文とは、別表に定める方式に従って前学期又は後学期の最終週に提出する最終試験に代えるレポート・論文をいう。ただし、薬学部専門教育科目の最終レポート・最終論文とは、別表に定める方式に従って前学期又は後学期の 15 週目以降に提出する最終試験に代えるレポート・論文をいう。

3 本規程において、不正な手段による受験行為（以下、「不正行為」という。）とは、別表で定める行為及び第 6 条第 2 項ただし書きに反する行為をいう。

4 レポート・論文における不正行為は、別表で定める行為をいう。

### (単位認定の方法)

第 3 条 担当教員は、松山大学学則第 10 条により単位認定を行う。その際、試験を実施することができる。

### (成績の表示)

第 4 条 成績の評価は S・A・B・C・×・F・N とし、S は 90 点以上、A は 80 点以上、B は 70 点以上、C は 60 点以上、× は 60 点未満、F は単位認定の対象としないものとする。入学前の単位認定は N とする。

2 S・A・B・C を合格とし、合格した者にはその授業科目所定の単位を与える。× は不合格とし、× と F は単位を与えない。

### (単位認定要件)

第 5 条 学生は学年始に履修届けを提出し、担当教員は届け出た科目について、その授業回数<sup>2</sup>の 3 分の 1 を超えて欠席した者に対して、当該科目の単位認定を行わないことができる。

2 担当教員は、単位認定要件について別途定めることができる。ただし、その場合は、単位認定基準をシラバスに明記しなければならない。

3 前項にかかわらず、担当教員は、複数のクラスを開講するためにクラス間の得点調整を

行う等の必要がある場合、その定めに従わなければならない。

4 単位認定要件は当該年度のみ有効とする。ただし、薬学部については別途定める。

(受験者心得,レポート・論文作成の心得)

第 6 条 学生は、最終試験及び最終レポート・最終論文の作成に際し、別表を遵守し、不正行為を行ってはならない。

2 学生は、最終試験以外の試験及び最終レポート・最終論文以外のレポート・論文作成に際し、担当教員が前項を準用して実施した場合、別表を遵守し、不正行為を行ってはならない。ただし、担当教員が別段の実施方式を定めたときは、その定めを遵守しなければならない。

3 最終試験において答案を提出しなかった者については、当該科目を零点とする。

(不正行為の取り扱い)

第 7 条 学生が最終試験及び最終レポート・最終論文において、不正行為をした場合は、次の各号に従って取り扱われる。ただし、演習、実習及び健康文化科目(スポーツ科学を除く)については、この限りでない。

(1) 前学期に不正行為をした場合

当該年度登録の履修科目中、通年科目及び前学期科目について単位認定を行わない。

(2) 後学期に不正行為をした場合

当該年度登録の履修科目中、通年科目及び後学期科目について単位認定を行わない。

2 学生が最終試験以外の試験及び最終レポート・最終論文以外のレポート・論文作成において、不正行為をした場合は、担当教員は、当該科目のみ単位認定を行わないことができる。

3 本条第 1 項に該当する者は、本学学則により処分する。

(卒業論文の題目)

第 8 条 卒業論文の題目は、担当教員の承認を得て、決定しなければならない。

(卒業論文の審査)

第 9 条 卒業論文は最終年度の指定する期日までに教務課に提出し、担当教員の審査を受けなければならない。

(追試験の願い出)

第 10 条 次の各号に該当する事由により最終試験又は前学期若しくは後学期の 15 週目に実施される試験を受験できなかった者は、当該事由の存在を証明する文書を添付して、追試験の願い出をすることができる。

(1) 試験を受験することが困難な程度の病気

(2) 試験を受験することが困難な程度の怪我

(3) 「松山大学学生の公欠に関する取り扱い規則」に基づいて承認した公欠

(4) その他教務委員会が追試験を受験できるとして承認した事由

(追試験の願い出の効果)

第 11 条 前条の追試験の願い出をした者は、追試験を受験することができる。

2 追試験は、最終試験又は前学期若しくは後学期の 15 週目に実施される試験終了後、3 か月以内に行う。

(追試験の受験料)

第 12 条 追試験の受験料は、免除する。

(薬学部における再試験)

第 13 条 薬学部の学生については再試験を行うことができる。

2 前項の再試験については、別途これを定める。

(規程の改廃)

第 14 条 本規程の改廃は、教務委員会及び教学会議の議を経て、学長が行う。

附 則

本規程は、昭和 33 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 4 月 1 日)

本規程は、昭和 52 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則(昭和 55 年 4 月 1 日)

本規程は、昭和 55 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則(昭和 56 年 4 月 1 日)

本規程は、昭和 56 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則(昭和 58 年 4 月 1 日)

本規程は、昭和 58 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則(昭和 62 年 4 月 1 日)

本規程は、昭和 62 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日)

本規程は、昭和 63 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則(平成元年 4 月 1 日)

本規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 4 月 1 日)

本規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 4 月 1 日)

本規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 1 日)

本規程は、平成 6 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則(平成 11 年 4 月 1 日)

本規程は、平成 11 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日)

本規程は、平成 16 年 4 月 1 日入学生(1 年次生)より適用する。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日)

本規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行し、在學生に適用する。ただし、平成 16 年度改正前規程第 13 条から第 18 条については、平成 15 年度以前入學生に適用する。

附 則(2007(平成 19)年 4 月 1 日)

本規程は、2007(平成 19)年 4 月 1 日から施行し、在学生に適用する。

附 則(2010(平成 22)年 4 月 1 日)

本規程は、2010(平成 22)年 4 月 1 日から施行し、在学生に適用する。

附 則(2011(平成 23)年 7 月 28 日)

本規程は、2012(平成 24)年 4 月 1 日から施行し、在学生に適用する。

附 則(2013(平成 25)年 3 月 21 日)

本規程は、2013(平成 25)年 4 月 1 日から施行し、在学生に適用する。

附 則(2014(平成 26)年 3 月 13 日)

本規程は、2014(平成 26)年 4 月 1 日から施行し、在学生に適用する。

附 則 (2014 (平成 26) 年 11 月 13 日)

本規程は、2014 (平成 26) 年 11 月 13 日から施行し、在学生に適用する。

附 則 (2015 (平成 27) 年 3 月 12 日)

本規程は、2015 (平成 27) 年 4 月 1 日から施行する。

「受験者心得」

1 試験場入室前

(1) 学生証を必ず携帯すること。

※ 盗難・紛失等により、学生証を携帯していない者及び当日忘れた者等は、予め、教務課に届け出て、指示を受けること。

(2) 試験場には、必要な物以外の持ち込みをしないこと。

※ 試験中の物品の貸借はできない。

※ 特に携帯電話、スマートフォン等の通信機能を備える電子機器については、電源を切って入室すること。

(3) 自分の試験場を確認しておくこと。

※ 各試験場は、2号館掲示板(全学共通掲示板)及び教務課に掲示してある。

2 試験場入室後

(1) 試験開始時刻までに所定の席に着き、机上に学生証を用意すること。

(2) 学生証のほかに試験時間中、机上に置けるものは、黒鉛筆、シャープペンシル、ボールペン、万年筆、プラスチック製の消しゴム、鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類を除く）、時計（辞書や電卓等の機能があるもの、それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型のものを除く。）、眼鏡、ハンカチ、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの。）、目薬に限るものとする。ただし、担当教員が電卓の使用を許可した場合には、通信機能を含まない計算機能のみを有する電卓を、机上に置くことができる。

3 試験開始後

(1) 試験開始後は試験場に入室できない。

(注) 試験開始時刻のチャイムが鳴るまでに試験場に入室していない場合は受験を認めないので、余裕を持って入室すること。

(2) 試験開始後、20分以内は退室できない。20分経過後、解答が終了し、退室を希望する者は挙手をし、監督者の確認を得てから、解答用紙を伏せて試験場から退室すること。

(3) 試験終了時刻の5分前からは一切試験場から退室できない。

(4) 用便等の為に試験場からの一時退室を希望する者には、試験開始から試験終了の5分前までに監督者の許可が得られた場合に限り、一時退室を認める。

(5) 用便等で試験場から一時退出する場合は、監督者の指示に従い、ポケットの中のものを取り出して退出すること。

(6)答案用紙には、学籍番号・学年・氏名を必ず記入すること。答案用紙は、必ず提出すること。持ち帰ることを禁じる。

(7)試験終了後は、監督者が解答用紙を回収し、退室の指示をするまで着席していること。

#### 4 不正行為

(1)カンニングペーパー、机上や手掌等への書き込み、又はこれに類するものを用いて答案を作成する行為。

(2)試験時間中に、スマートフォン等の通信機器を備える電子機器をかばん等にしまわず、身につけていたり手に持っていること。

(3)他人の身代わりとなって受験し、又は他人を自己の身代わりとして受験させる行為。

(4)他人の答案を筆写し、又は筆写させる行為。

(5)答案用紙を交換する行為。

(6)答案に偽名の記入等により答案整理を混乱させようとする行為。

(7)試験開始の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。

(8)試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、電子辞書、ICレコーダー等の電子器具類を使用すること。

(9)試験終了の指示に従わず、筆記用具を持っていたり解答を続けること。

(10)試験監督者の指示、注意に従わず、試験の公平性を損なうおそれのある行為を続けること。

#### 「レポート・論文作成の心得」

##### 1 注意事項

(1)レポート・論文は、授業担当者の指定する方法により作成・提出しなければならない。

(2)他人の意見、他人の著作物及びインターネット等から情報等を参照・引用した場合は、必ず参照・引用部分及び出典を明らかにしなければならない。

(3)他人が作成したレポート・論文を自分のものとして提出してはならない。

(4)レポート・論文は教務課に提出すること。

(5)提出締切日・時間に遅れたレポート・論文は、受け付けない。ただし、提出締切日の突発的な事故等やむを得ない事由により、提出締切時間に間に合わない場合、必ず提出締切時間までに教務課に連絡を取り指示を受けること。

##### 2 不正行為

(1)作成に当たり、盗用又は剽窃する行為。

(2)他人の身代わりとなって作成し、又は他人を自己の身代わりとして作成させる行為。

(3)他人のレポート・論文を複製し、又は複製させる行為。

(4)レポート・論文を交換する行為。

(5)提出物に偽名の記入等によりレポート・論文の整理を混乱させようとする行為。